

東京医療保健大学大学院和歌山看護学研究科 FD・SD 委員会規程

(設 置)

第 1 条 東京医療保健大学和歌山看護学研究科における教職員の資質の維持・向上を図るため、和歌山看護学研究科 FD・SD 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 授業内容・方法の改善に関する事項
- (2) 研究推進体制の整備に関する事項
- (3) 各種研修会、研究会の実施に関する事項
- (4) 外部研究費の導入の推進に関する事項
- (5) 職員研修会等の実施に関する事項
- (6) その他、FD・SD に関する事項

(構 成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学研究科教授会において任命する研究科担当専任教員。
- (2) 和歌山事務部長又は和歌山事務部長補佐。
- (3) 研究科長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事 務)

第 5 条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。